

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………  
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 建築基準法による道路の指定……………  
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………  
……………(住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………  
……………(同)……………
- 都道の路線認定……………  
……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 都道の路線廃止……………  
……………(同)……………
- 都道の区域決定……………  
……………(同)……………
- 令和四年東京都告示第五百七十三号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部改正……………  
……………(警視庁)……………
- 令和四年東京都告示第五百七十四号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部改正……………  
……………(同)……………
- 東京都公安委員会が保有する個人情報保護等に

### 規則(公)

関する規則及び東京都公安委員会が保有する特定個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則……………七

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………七

## 告示

### 東京都告示第七百四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年五月十日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

港区浜松町二丁目五番二十二、同番三十七の一部、同番三十七地先、同番四十、同番四十五及び同番四十八

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

### 東京都告示第七百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和四年五月十日

東京都多摩建築指導事務所長

名取 伸明

指定に係る道路の種類

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和四年三月二十四日	清瀬市中清戸四丁目千三番三及び同番六の各一部、同番六地先、千四十六番の一部、同番地先並びに千四十七番、千七十三番七、千七十四番一、同番十四、同番十五、同番十七、同番十八、千七十五番一及び同番十から同番十二までの各一部	延長 一六六・八五 幅員 一六・〇〇
----------------------	------------	--	-----------------------------

### 東京都告示第七百六号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十日



●東京都告示第七百八号

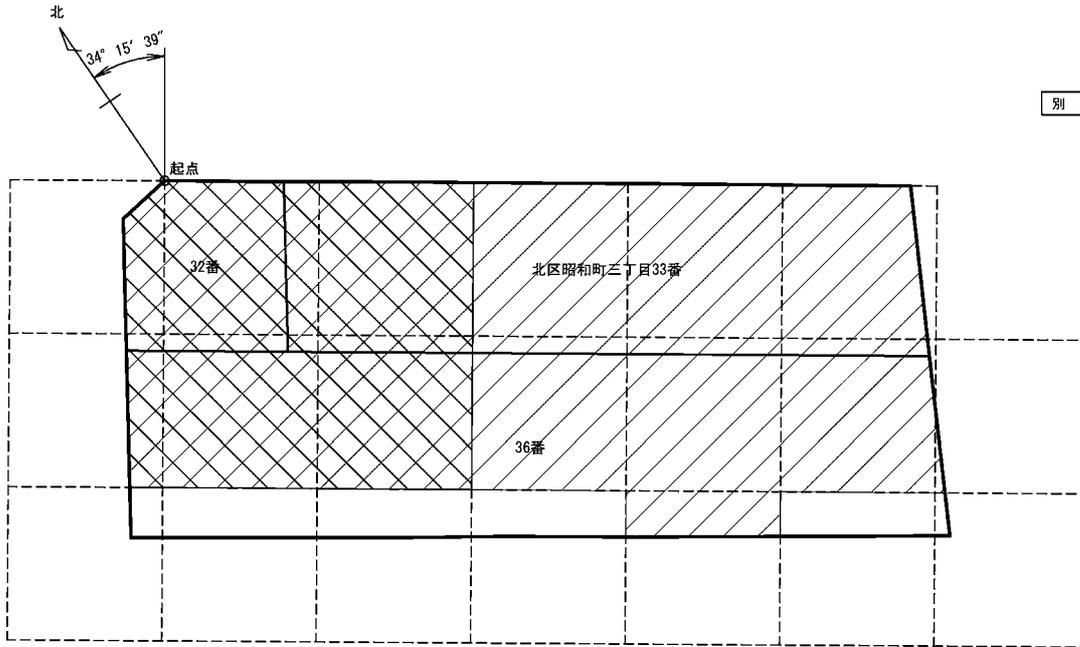
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第二百六十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年五月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区昭和町三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【 凡 例 】

- : 単区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域  
令和3年東京都告示第265号により指定された区域
- ▩ : 指定を解除する区域

【 起 点 】

北区昭和町三丁目32番の最北端とする。

【 格子の回転角度（34度15分39秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第一項の規定により、都道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、令和四年五月十日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年五月十日

東京都知事 小池百合子

- 一 整理番号 五〇一
- 二 路線名 王子金町市川
- 三 起点 北区王子一丁目
- 終点 (市川市)
- 四 認定の概要 別図表示のとおり
- 五 認定の期日 令和四年五月十日

別図

都道王子金町市川線の認定略図

- ↑ 終点
- 起点
- 認定都道路線
- || 一般国道及び  
主な都道



●東京都告示第七百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第八十九条第一項の規定により、都道の路線を次のように廃止する。

その関係図面は、令和四年五月十日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年五月十日

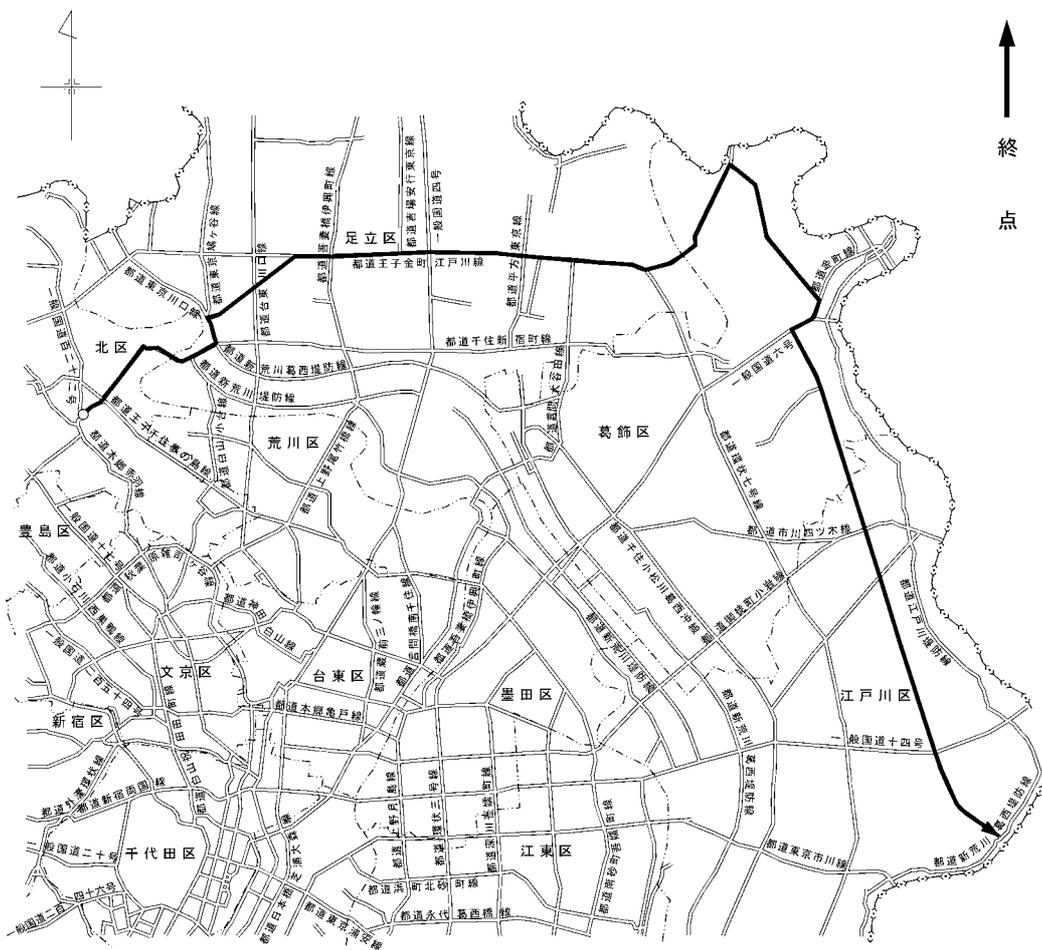
東京都知事 小池百合子

- 一 整理番号 三〇七
- 二 路線名 王子金町江戸川
- 三 起点 北区王子一丁目
- 四 終点 江戸川区江戸川一丁目
- 五 廃止の概要 別図表示のとおり
- 六 廃止の期日 令和四年五月十日

別図

都道王子金町江戸川線の廃止略図

- 一般国道及び  
主な都道
- 廃止都道路線
- 起点
- ↑ 終点



●東京都告示第七百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように決定する。

その関係図面は、令和四年五月十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年五月十日

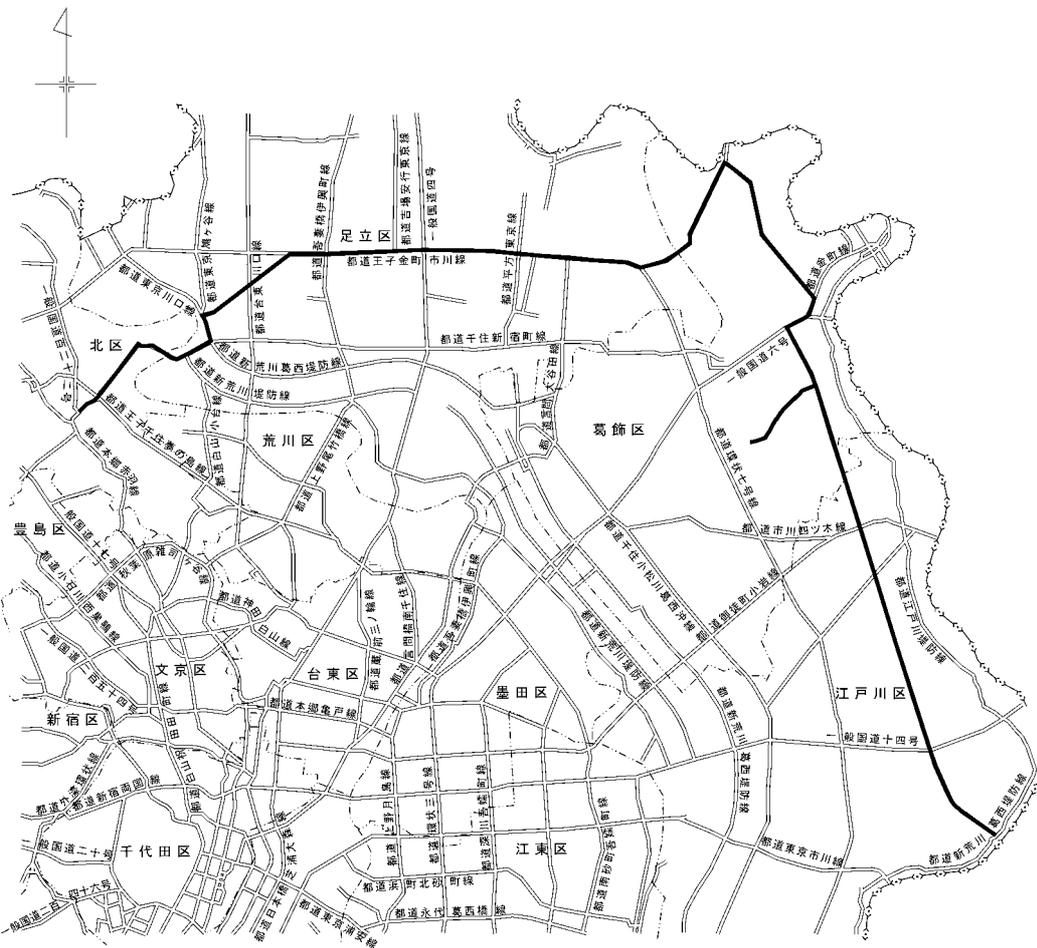
東京都知事 小池 百合子

路線名	王子金町市川	区間	北区王子一丁目	敷地の幅員	六・三〇メートル	延長	二七、〇一四メートル
			江戸川区江戸一丁目	五九・五〇メートル			

別図

都道王子金町市川線区域決定略図

- 一般国道及び主要都道
- 区域決定箇所



●東京都告示第七百十二号

令和四年東京都告示第五百七十三号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和四年五月十日

東京都知事 小池 百合子

一の表中

「株式会社池上自動車教習 大田区大森南五丁目五番五号

を

「日の丸総業株式会社日の丸黒区三田一丁目六番二十七号

株式会社池上自動車教習 大田区大森南五丁目五番五号

」に改める。

を

●東京都告示第七百十三号

令和四年東京都告示第五百七十四号(道路交通法第百十二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のように改正する。

令和四年五月十日

東京都知事 小池 百合子

一の表日の丸総業株式会社日の丸自動車学校の項を削る。

規則(公)

東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則及び東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年5月10日

東京都公安委員会

委員長 山口 徹

●東京都公安委員会規則第7号

東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則及び東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第1条 東京都公安委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年3月15日東京都公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号ア中「、国民年金手帳」を削る。

(東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 東京都公安委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規則(平成27年12月24日東京都公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号ア中「、国民年金手帳」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和四年五月十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市師岡町二丁目二番一から同番五まで、三番一、四番一、五番一、同番一地先、同番三、六番二、七番一、同番二の一部及び同番十四

立川市曙町三丁目二百十三番一の一部(第一工区)

西東京市東伏見三丁目六番十九号

代表取締役 小寺 一裕

代表取締役 比留間 稔

代表取締役 比留間 稔

府中市新町一丁目六十九番地の七

木村 兆栄

あきる野市野辺大字箱根ヶ崎字宿東二千二百二十四番一及び二千二百二十五番六

あきる野市野辺字宅地附二百三十五番

あきる野市野辺四百六十五番地一

株式会社アイ・シー・エス

代表取締役 井草 誠

東村山市恩多町三丁目四番三号(第一工区)

杉並区永福四丁目七番十九号

インベックス株式会社

代表取締役 齊藤 健二

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

